

第2 暴力団情勢

1 暴力団犯罪の検挙状況

(1) 全般的検挙状況

平成14年上半期の暴力団構成員及び準構成員の検挙件数は、2万4,101件で、前年同期に比べ3,302件(15.9%)増加している(図表2-1)。

平成14年上半期の暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は1万4,744人で、前年に比べ187人(1.3%)減少し、このうち構成員の検挙人員は4,759人で、前年同期に比べ116人(2.4%)減少している(図表2-1、2)。

暴力団構成員及び準構成員の検挙人員を刑法犯、特別法犯別に見ると、刑法犯は9,617人、特別法犯は5,127人で、前年同期に比べ、刑法犯で285人(3.1%)増加し、特別法犯で472人(8.4%)減少している(図表2-1)。

これを罪種別に見ると、暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は、覚せい剤取締法違反が3,257人(構成比22.1%)と最も多く、次いで傷害が2,521人(同17.1%)、恐喝が1,362人(同9.2%)、窃盗が1,275人(同8.6%)の順になっている(図表2-1)。

図表2-1 暴力団構成員及び準構成員の罪種別検挙状況の比較

年次 罪種名	検挙件数				検挙人員					
	平成13年	平成14年	増減	平成13年	平成14年	増減				
	(1~6月)	(1~6月)		(1~6月)	(1~6月)					
刑	殺人	170件	82	82	0	294人	145	153	8	
	強盗	352	161	171	10	651	305	310	5	
	放火	46	30	26	-4	48	30	53	23	
	強姦	119	59	59	0	163	66	69	3	
	凶器準備集合	11	4	7	3	79	28	84	56	
	暴行	997	503	516	13	1,222	604	617	13	
	傷害	3,490	1,708	1,783	75	4,838	2,317	2,521	204	
	脅迫	480	243	221	-22	613	300	280	-20	
	恐喝	2,209	1,072	1,076	4	3,070	1,550	1,362	-188	
	窃盗	16,218	6,379	9,780	3,401	2,757	1,271	1,275	4	
	詐欺	3,758	1,542	1,862	320	1,723	744	760	16	
	横領	144	80	57	-23	107	57	53	-4	
	文書偽造	924	365	398	33	293	129	152	23	
	賭博	228	92	74	-18	1,238	568	635	67	
	わいせつ物頒布等	73	40	21	-19	112	67	40	-27	
	法	公務執行妨害	444	196	222	26	462	211	218	7
競売等妨害		30	14	15	1	78	34	37	3	
犯人蔵匿		53	21	24	3	73	30	31	1	
証人威迫		11	3	3	0	15	3	1	-2	
逮捕監禁		205	93	107	14	474	195	218	23	
信用毀損・威力業務妨害		74	43	21	-22	108	62	35	-27	
器物損壊		648	297	400	103	515	274	321	47	
暴力行為		38	16	14	-2	46	19	24	5	
その他刑法犯		939	437	599	162	749	357	405	48	
刑法犯合計		31,631	13,466	17,523	4,057	19,650	9,332	9,617	285	
特別法		出入国管理・難民認定法	55	26	21	-5	47	19	17	-2
		軽犯罪法	356	152	178	26	353	155	175	20
		めいてい者規制法	8	3	1	-2	7	3	1	-2
		迷惑防止条例	258	144	132	-12	272	150	139	-11
		暴力団対策法	8	0	6	6	8	0	7	7
		自転車競技法	81	51	46	-5	201	126	73	-53
	競馬法	34	22	26	4	174	128	100	-28	
	モーターボート競走法	37	26	14	-12	114	71	31	-40	
	小型自動車競走法	1	0	0	0	5	0	0	0	
	風営適正化法	195	84	130	46	231	95	165	70	
	青少年保護育成条例	170	93	66	-27	111	61	42	-19	
	売春防止法	1,207	526	147	-379	296	138	100	-38	
	児童福祉法	167	100	83	-17	122	60	64	4	
	出資法	71	26	27	1	76	24	33	9	
	貸金業規制法	65	29	30	1	64	24	22	-2	
	宅地建物取引業法	2	1	1	0	2	1	0	-1	
	建設業法	6	4	5	1	19	8	5	-3	
	銃刀法	862	398	397	-1	650	309	293	-16	
	火薬類取締法	19	8	8	0	4	1	5	4	
	麻薬等取締法	102	45	51	6	35	21	14	-7	
	あへん法	2	1	4	3	1	0	6	6	
	大麻取締法	615	273	338	65	325	151	189	38	
	覚せい剤取締法	9,927	4,873	4,460	-413	7,298	3,636	3,257	-379	
	毒劇物法	275	130	97	-33	242	116	107	-9	
	廃棄物処理法	182	97	21	-76	204	97	23	-74	
	労働基準法	14	9	2	-7	15	10	2	-8	
職業安定法	49	24	16	-8	51	26	18	-8		
健康保険法	3	2	1	-1	5	3	1	-2		
労働者派遣事業法	3	1	0	-1	3	1	0	-1		
旅券法	7	6	3	-3	8	8	1	-7		
麻薬等特例法	16	4	31	27	11	5	17	12		
その他の特別法犯	340	175	236	61	313	152	220	68		
特別法犯合計	15,137	7,333	6,578	-755	11,267	5,599	5,127	-472		
総計	46,768	20,799	24,101	3,302	30,917	14,931	14,744	-187		

図表2-2 暴力団構成員の罪種別検挙人員の比較

罪種名		平成13年	平成13年 (1~6月)	平成14年 (1~6月)	増減	
刑	殺人	152人	80	78	-2	
	強盗	172	90	78	-12	
	放火	9	5	12	7	
	強姦	42	17	23	6	
	凶器準備集	14	12	3	-9	
	暴行	464	243	242	-1	
	傷害	1,741	854	944	90	
	脅迫	299	143	153	10	
	恐喝	1,398	701	610	-91	
	窃盗	665	313	296	-17	
	詐欺	502	223	219	-4	
	横領	32	16	14	-2	
	文書偽造	118	55	40	-15	
	賭博	118	49	55	6	
法	わいせつ物頒布等	10	8	8	0	
	公務執行妨害	138	72	64	-8	
	競売等妨害	22	13	13	0	
	犯人蔵匿	34	9	14	5	
	証人威迫	11	2	0	-2	
	逮捕監禁	281	114	101	-13	
	信用毀損・威力業務妨害	45	28	14	-14	
	器物損壊	176	95	126	31	
	暴力行為	26	13	12	-1	
	その他刑法犯	262	125	148	23	
	刑法犯合計	6,709	3,267	3,254	-13	
	特別法	出入国管理・難民認定法	11	0	4	4
		軽犯罪法	89	44	41	-3
		めいてい者規制法	3	2	1	-1
迷惑防止条例		210	117	118	1	
暴力団対策法		8	0	7	7	
自転車競技法		58	38	31	-7	
競馬法		24	16	19	3	
モーターボート競走法		25	18	13	-5	
小型自動車競走法		0	0	0	0	
風営適正化法		18	5	22	17	
青少年保護育成条例		35	13	11	-2	
売春防止法		36	29	29	0	
児童福祉法		51	19	20	1	
出資法		31	11	16	5	
貸金業規制法		20	7	8	1	
宅地建物取引業法		0	0	0	0	
建設業法		4	3	1	-2	
銃刀法		316	158	138	-20	
火薬類取締法		2	1	3	2	
麻薬等取締法		6	4	2	-2	
あへん法		0	0	0	0	
大麻取締法		72	36	26	-10	
覚せい剤取締法		1,949	977	888	-89	
毒劇物法		73	39	24	-15	
廃棄物処理法		47	25	5	-20	
労働基準法		8	4	0	-4	
職業安定法	14	7	7	0		
健康保険法	3	2	0	-2		
労働者派遣事業法	1	0	0	0		
旅券法	4	4	1	-3		
麻薬等特別法	5	4	8	4		
その他の特別法犯	61	25	62	37		
特別法犯合計	3,184	1,608	1,505	-103		
総計	9,893	4,875	4,759	-116		

(2) 山口組に係る犯罪の検挙状況

平成14年上半期の山口組の構成員及び準構成員の検挙人員は7,294人で、前年同期に比べ43人(0.6%)減少しており、総検挙人員のほぼ半数を占めている(図表2-3、4)。

図表2-3 山口組、稲川会及び住吉会の構成員及び準構成員の検挙人員の推移

区 分	年 次		13		14	
	平 10	11	12	(1~6月)	(1~6月)	(1~6月)
暴力団構成員及び準構成員の検挙人員	32,985人	32,511	31,054	30,917	14,931	14,744
うち山口組	15,903	16,515	15,395	15,354	7,337	7,294
うち稲川会	4,601	4,306	4,296	3,888	1,847	2,085
うち住吉会	4,131	4,216	4,106	4,570	2,171	2,148
3団体合計	24,635	25,037	23,796	23,812	11,355	11,527
()内は全体に占める割合(%)	(74.7%)	(77.0)	(76.6)	(77.0)	(76.0)	(78.2)

図表2-4 山口組、稲川会及び住吉会の構成員の検挙人員の推移

区 分	年 次		13		14	
	平 10	11	12	(1~6月)	(1~6月)	(1~6月)
暴力団構成員の検挙人員	10,615人	10,584	10,189	9,893	4,875	4,759
うち山口組	4,913	4,946	4,914	4,856	2,363	2,240
うち稲川会	1,504	1,616	1,409	1,227	612	717
うち住吉会	1,503	1,524	1,464	1,378	672	697
3団体合計	7,920	8,086	7,789	7,461	3,647	3,654
()内は全体に占める割合(%)	(74.6%)	(76.4)	(76.4)	(75.4)	(74.8)	(76.8)

(3) 組織的犯罪処罰法適用状況

平成14年上半期の暴力団等に係る組織的犯罪処罰法の適用状況については、組織的な犯罪の加重処罰を規定した同法第3条違反を4件検挙するとともに、同法第10条に規定する犯罪収益等隠匿事件を3件検挙、同法第11条に規定する犯罪収益等收受事件を2件検挙している。

【事例1】山口組傘下組織会長らによる殺人未遂等事件(愛媛)

山口組傘下組織会長(33)らは、元組員が絶縁処分を受けながら、これに従わずに他の暴力団組織と親交を持つなどしたことに関し、報復のため同人の殺害を企て、共謀の上、平成13年9月3日、幹部組員が殺意を持って至近距離からけん銃を発射したが命中せず、もって団体の活動として、組織により人を殺そうとしたが、その目的を遂げなかった(1月24日訴因変更)。

【事例2】國粹会傘下組織幹部らによる犯罪収益等收受事件(警視庁)

國粹会傘下組織幹部(51)は、平成13年6月ごろから同年10月ごろまでの間、管理売春で得た現金を含む犯罪収益等である現金合計150万円を、その情を知らず、いわゆる用心棒料として売春クラブから徴収し、犯罪収益等を收受した(2月18日起訴)。

【事例3】山口組傘下組織幹部らによる恐喝未遂事件(愛知)

山口組傘下組織幹部(37)らは、津島市内の飲食店経営者からみかじめ料名下に金員を喝取しようとして、2月、同飲食店内等において「店潰すのは簡単だ。商売してるなら俺の組と付き合わないかんだろ。お前は店を2軒持っているから3万円だ。」等と語気鋭く申し向け金員を要求した事案について、同行が団体の権益を維持する目的で敢行されたものとして、

既に起訴済みの同幹部ら3名に組織的犯罪処罰法第3条第2項が適用された(5月27日訴因変更)。

【事例4】山口組傘下組織顧問らによる全国規模の野球賭博に係る犯罪収益等隠匿事件(大阪)

山口組傘下組織顧問(69)らは、共謀の上、賭博専用口座として使用するため、情を知らない知人に口座をあらかじめ開設させ、平成12年4月から同年9月までの間、前後19回にわたり、いずれもそのころ、3名の賭客をして、同年度プロ野球公式戦に関し、野球賭博を開帳して取得した現金を、賭客らから前記知人名義の口座に振込入金させて、合計8,543万3,900円を同口座に預け入れ、もって犯罪収益の取得につき事実を偽装した(5月21日起訴)。

(4) 対立抗争事件の発生状況

平成14年上半期の対立抗争事件数は2件、対立抗争に起因するとみられる不法事案の発生回数は9回で、前年同期に比べ、事件数で3件、発生回数で58回減少している(図表2-5)が、引き続き警戒活動が必要な状況にある。

図表2-5 対立抗争事件の発生状況の推移

区 分	年 次	平10	11	12	13	14
					(1-6月)	(1-6月)
発 生 事 件 数		11件	11	5	5	2
うち山口組関与事件数		9件	6	4	1	2
発 生 回 数		48回	46	18	81	67
うち銃器使用回数		39回	42	16	71	60
使 用 率 (%)		81.3%	91.3	88.9	87.7	89.6
死 者 数		4人	3	1	4	2
うち暴力団構成員及び準構成員以外の一般被害者		0人	0	0	0	0
負 傷 者 数		20人	12	9	15	14
うち暴力団構成員及び準構成員以外の一般被害者		1人	0	0	1	0

【事例1】山口組対住吉会の対立抗争事件(警視庁)

2月1日、都内において山口組傘下組織事務所にけん銃5発が撃ち込まれる事案が発生し、その後、翌2日にかけて都内の住吉会傘下組織事務所2カ所に相次いでけん銃が撃ち込まれるなど、山口組対住吉会の対立抗争に関連するとみられる発砲事件が3回発生した(6月末までに銃刀法違反で1名を検挙、けん銃1丁を押収)。

【事例2】山口組対稲川会の対立抗争事件(神奈川)

4月23日、神奈川県下において山口組傘下組織組員らと稲川会傘下組織組員らの乱闘事案が発生し、その後、同未明に山口組傘下組織事務所前に押し掛けた稲川会傘下組織組員が射殺されるなど、山口組対稲川会の対立抗争に関連するとみられる発砲等の事案が3回発生した(6月末までに殺人・銃刀法違反で1名を検挙、けん銃1丁を押収)。

ア 銃器発砲事件数

平成14年上半期の暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生回数は58回で、前年同期に比べ49回減少している。これらの銃器発砲事件により11人が死亡、10人が負傷しており、前年同期に比べ、死者で1人、負傷者で2人減少している（図2-6）。

図表2-6 暴力団等によるとみられる銃器発砲事件の発生状況の推移

区 分	年 次	平10	11	12	13	14	
					(1-6月)	(1-6月)	
銃器発砲回数		134回	133	92	178	107	58
うち対立抗争によるもの		39回	42	16	71	60	6
死 者 数		13人	22	17	24	12	11
負 傷 者 数		28人	20	24	20	12	10

【事 例】鹿児島県下における町長宅等に対する散弾銃発砲事件

山口組傘下組織組長(50)らは、鹿児島県下所在のA町長宅及び同町役場に散弾銃数発を発砲し、町長宅玄関ガラス戸、役場正面自動ドアガラス等を損壊した（6月11日、被疑者3名を検挙）。

イ けん銃押収丁数

平成14年上半期の暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収数は146丁で、前年同期に比べ、267丁（64.6%）減少している（図表2-7）。

図表2-7 暴力団構成員及び準構成員からのけん銃押収丁数の推移

区 分	年 次	平10	11	12	13	14	
					(1-6月)	(1-6月)	
押収けん銃総数		576丁 (100.0%)	580 (100.0)	564 (100.0)	591 (100.0)	413 (100.0)	146 (100.0)
真 正 銃		494 (85.8)	491 (84.7)	525 (93.1)	565 (95.6)	403 (97.6)	134 (91.8)
改 造 銃		82 (14.2)	89 (15.3)	39 (6.9)	26 (4.4)	10 (2.4)	12 (8.2)

注：括弧内は押収けん銃総数に占める割合（%）である。

【事例1】稲川会傘下組織幹部らによる銃刀法違反事件（警視庁）

稲川会傘下組織幹部(29)は、2月23日、神奈川県下に居住する消防士方にけん銃等5丁、実包93個を預け、隠匿した（4月6日検挙）。

【事例2】山口組傘下組織幹部らによる銃刀法違反事件（神奈川）

山口組傘下組織幹部(39)は、5月9日、神奈川県下に居住する解体業者方に、けん銃4丁、実包46個を預け、隠匿した（6月10日検挙）。

(5) 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯

平成14年上半期の暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯の検挙件数は39件で、前年同期に比べ13件減少している（図表2 - 8）。内容的には、競売入札妨害事件、強制執行妨害事件等の債権回収過程におけるものが、全体の8割強を占めている。また、金融・不良債権関連事犯全体における暴力団等による事件の割合は5割弱であり、この種事犯が、依然として暴力団等の有力な資金源活動であることが窺える。

警察では、従来よりこの種事犯の検挙及び債権回収過程からの暴力団等の排除を推進してきたが、社会問題となっている不良債権処理の動きが加速すれば、この種事犯への暴力団等の介入のおそれが更に高まることが懸念されることから、預金保険機構、整理回収機構、裁判所、金融機関等の関係機関との連携を強めて取締りを強化し、暴力団等の資金源封圧に努めているところである。

図表2 - 8 暴力団等に係る金融・不良債権関連事犯検挙件数の推移

区 分	年 次	平10	11	12	13	14
					(1~6月)	(1~6月)
融 資 過 程		11件	18	19	27	16
債 権 回 収 過 程		74	84	98	74	36
総 計		85	102	117	101	52
						39

注1：「融資過程」とは「融資過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注2：「債権回収過程」とは「債権回収過程における金融・不良債権関連事犯」を指す。

注3：平成14年の総計には「その他金融機関の役員による犯罪」1件を含む。

【事例1】山口組傘下組織関係企業経営者らによる産業廃棄物投棄による競売入札妨害事件（奈良）

山口組傘下組織に関係する不動産業者(42)らは、奈良県下の建設会社に対する債権に基づいて、同社の土地に所有権移転請求権の仮登記を設定していたが、同仮登記に優先する根抵当権者が競売を申し立てることが予想されたため、同物件に大量の廃棄物を投棄して入札希望者を排除し、自己が競落することを企て、平成12年9月から翌年5月ころまでの間、建築廃材等約670トンを投棄し、容易に現状回復できないようにして、現況調査を担当した執行官にその旨現況調査報告書に記載させるなどし、威力を用いて公の入札の公正を害した（2月6日検挙）。

【事例2】住吉会傘下組織組長らによる強制執行妨害等事件（警視庁）

住吉会傘下組織組長(68)は、自らが連帯保証していた建設会社の債務の弁済を銀行から請求されるとともに、自己の銀行に対する債務の最終弁済期限が迫っていたことから、同人が所有する東京都内の土地について他社に仮装売買して強制執行を免れようと企て、平成12年11月、配下組員に売買した旨虚偽の所有権移転登記を行い、さらに平成13年1月、他の所有土地及び5階建て建物の所有権を、交友者が役員を務める遊技具製造販売会社に移転した旨の虚偽の所有権登記を行った（5月10日検挙）。

(6) 企業対象暴力を常習とする総会屋・社会運動等標ぼうゴロ等の検挙状況

平成14年上半期の企業対象暴力等を常習とする総会屋、社会運動等標ぼうゴロ等の検挙件数は298件、検挙人員は423人で、前年同期に比べ、検挙件数で83件（38.6%）、検挙人員で99人（30.6%）それぞれ増加している。

なお、警察では、各都道府県警察に設置された「企業対象暴力特別対策本部」等を中心として、企業からの暴力団、総会屋等に係る各種相談に適切に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、暴力団、総会屋等による企業から不正に資金を獲得する活動等の取締り、暴力団、総会屋等との関係遮断に向けた企業等に対する各種の支援、指導及び情勢に応じた保護対策等を行っており、特に企業対象暴力を常習とする右翼、政治活動標ぼうゴロ等を摘発するため、警備部門との連携を図り、取締りの強化を推進している。

【事例1】会社ゴロらによる商法違反（利益受供与）事件（警視庁）

経営コンサルタント業を称する会社ゴロ(41)らは、平成12年6月開催の大手金属加工機械製造メーカー定期株主総会において、同社の総会に出席する他の株主の権利行使に関し、同総会における質問発言等を差し控えさせる等して議事の円滑な進行に協力する謝礼として、同社役員などから同社の計算において供与されるものであることを知りながら、同月、同人管理の預金口座に現金525万円の振込入金を受け、利益の供与を受けた（2月13日検挙）。

【事例2】政治活動標ぼうゴロらによる自治体に対する職務強要事件（岡山）

政治活動標ぼうゴロ(44)らは、岡山県下自治体の町民センターの建設予定を聞知するや、同工事の指名業者に同人らが指定するゼネコン会社を指名させようと企て、平成14年5月、同町内において街宣活動を行うと共に、同町長に対し「この業者を指名すれば右翼は絶対に来ない。指名しなければ街宣車が来て騒ぎ立てる。」等と脅迫するとともに、誹謗文書を示し「談合の疑惑がある。大変なことになりますよ。」等と、その要求に応じなければいかなる危害が及ぶかも知れない氣勢を示して脅迫した（5月20日検挙）。

【事例3】総会屋らによる商法違反（利益供与要求）事件（大阪）

総会屋(59)らは、平成6年7月に発生した知人の交通事故の損害賠償請求に関して、大手損害保険会社と示談交渉していたものであるが、同社の対応に関し、同社の株式を取得するなどした上、交通事故の民事調停の経緯につき社会的・道義的に不当であるなどと質問し、社長の責任を追及するなどして株主権の行使に関して同社から利益を得ようと企て、平成13年8月から9月にかけて、同社幹部等に対し、電話や訪問等によって「東京の総会で社長の退陣と20万円の返却を求め。」等と申し向け、株主権の行使に関して利益の供与を要求した（5月24日検挙）。

(7) 資金獲得犯罪の検挙状況

ア 伝統的資金獲得犯罪

古くからある暴力団の資金獲得犯罪には、覚せい剤取締法違反、恐喝、賭博及び公営競技関係4法違反（ノミ行為等）が挙げられる。平成14年上半期のこれらに係る暴力団構成員及び準構成員の検挙人員は5,458人で、総検挙人員の37.0%を占めており、そのうち構成員の検挙人員は1,616人で、構成員の検挙人員全体の34.0%を占めている（図表2-9、10）。

図表 2 - 9 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員及び準構成員検挙人員の推移

区 分	年 次		12	13		14
	10	11		(1-6月)	(1-6月)	
暴力団構成員及び準構成員の総検挙人員	32,985人	32,511	31,054	30,917	14,931	14,744
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員	13,695	13,653	12,910	12,100	5,953	5,458
覚 せ い 剤	7,193	7,933	7,720	7,298	3,636	3,257
恐 喝	3,044	2,889	3,290	3,070	1,550	1,362
賭 博	1,881	1,575	1,164	1,238	568	635
ノミ行為等	1,577	1,256	736	494	199	204

注：「ノミ行為等」は、競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法及びモーターボート競走法の各違反の総計を計上した。

図表 2 - 10 伝統的資金獲得犯罪の暴力団構成員検挙人員の推移

区 分	年 次		12	13		14
	平10	11		(1-6月)	(1-6月)	
暴力団構成員の検挙人員	10,615人	10,584	10,189	9,893	4,875	4,759
うち伝統的資金獲得犯罪検挙人員	3,871	3,986	3,884	3,572	1,761	1,616
覚 せ い 剤	2,028	2,225	2,122	1,949	977	888
恐 喝	1,368	1,367	1,488	1,398	701	610
賭 博	238	188	131	118	49	55
ノミ行為等	237	206	143	107	34	63

【事 例】山口組傘下組織組員らによるサイ本引賭博事件（香川）

山口組傘下組織組員(22)らは、平成13年11月17日、高松市内の会社事務所2階において、賭客十数名を集め、俗に「サイ本引」と称する賭博を行い、その際、勝者から寺銭名下に金銭を徴収して利を図った（4月23日検挙）。

イ 企業活動を利用した資金獲得犯罪

暴力団の資金獲得活動は時代に応じて変化しており、近年では資金獲得を図るため、暴力団自らが経営に関与する企業等を通じて、又は、暴力団が企業と結託して表の経済社会へ進出し、様々な犯罪を引き起こしている。

【事例1】山口組傘下組織関係企業経営者らによる工事代金をめぐる詐欺事件（警視庁、栃木）

山口組傘下組織関係企業経営者(54)らは、同人らが経営する栃木県宇都宮市内のゴルフクラブの災害復旧工事に関して、同工事の元請会社がゴルフクラブ経営者から工事代金を受領したように装い、さらにこの元請会社の経営者を所在不明にすることで、下請業者に対する工事代金の支払いを免れようと企て、平成11年7月ころ、下請業者に対し、工事代金を支払う意思がないにも関わらず、工事代金は工事終了後に一括して支払う旨を告げて工事を完成させ、もって同工事の代金1,380万円余の財産上不法の利益を得た（5月10日検挙）。

【事例2】山口組傘下組織関係企業役員らによる建設業法違反事件(愛知)

山口組傘下組織関係企業役員(62)らは、平成12年3月、同社の業務に関し愛知県知事に対し特定建設業の申請をする際、同社において常勤事実のない専任技術者名を記載した虚偽の申請書類を提出するなどして、特定建設業の許可を受けた(5月3日検挙)。

ウ 国際的な活動による資金獲得犯罪

暴力団は、資金獲得を図るため、海外の組織犯罪集団や来日外国人犯罪者と連携して、偽装結婚事件や強窃盗事件等、様々な犯罪を引き起こしている。

【事例1】山口組傘下組織組員、政治結社代表及びブラジル人らによる強盗致傷事件(新潟)

山口組傘下組織組員(39)及び政治結社代表(52)らは、ブラジル人と共謀の上、集金途中の金融機関職員から現金を強取することを企て、平成13年7月30日、新潟県三条市において、催眠スプレーを使用し、更に暴行を加えてその反抗を抑圧し、金融機関職員から現金入り鞆を強取した(1月11日検挙)。

【事例2】稲川会傘下組織組長及び山口組傘下組織組長らによる海外企業対象恐喝未遂事件(愛知)

稲川会傘下組織組長(67)及び山口組傘下組織組長(36)らは、インドネシア・バリ島において同山口組傘下組織関係者が経営するレストランの改装工事を巡り、工事を請け負った現地不動産会社に対し、権利証書等の管理に手落ちがあったと因縁を付け、金員を喝取しようと企て、平成12年7月、名古屋市内のホテルに同社員を呼び出し「2,500万円全額返せ。これだけ迷惑をかけたんだ。普通だったら殺すぞ。」などと語気鋭く脅迫し、工事代金全額の返済を承諾する内容の覚書を作成させたが、被害者が警察に届け出たことから、その目的を遂げなかった(5月29日検挙)。